

中央卸売市場施設の秩序維持に関する業務会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、(中央卸売市場施設の秩序維持に関する業務) 会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること
施設における保安・交通取締り（方法の企画立案）、場内警備（警備員への指導）、所轄警察署との連携等の業務遂行に必要な知識を有し、警察業務経験者であること
- (2) 面接
- (3) 健康診断

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数
1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前9時～午後3時45分まで（変則勤務の場合はその適用日も）
- (3) 休憩時間
45分

5 その他必要な事項は、中央卸売市場長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。